

軽自動車税(種別割)の税率について

平成28年度分から税率が変更されました。

- ・原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪等

車種区分		税率(年税額)	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50ccを超え90cc以下	1,200円	2,000円
	90ccを超え125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー(50cc以下)	2,500円	3,700円
軽自動車	二輪(125ccを超え250cc以下)	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,000円
	その他のもの	4,700円	5,900円

- ・三輪及び四輪以上の軽自動車

車種				税率(年税額)		
				(1)旧税率	(2)新税率	(3)13年経過(重課)
軽自動車	四輪以上(660cc以下)	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	三輪(660cc以下)		3,100円	3,900円	4,600円	

- (1) 平成27年3月31日までに最初(新車)の新規検査を受けた車両は旧税率が継続されます。
- (2) 平成27年4月1日以降に最初(新車)の新規検査を受けた車両から新税率が適用されます。
- (3) グリーン化をすすめる観点から、最初(新車)の新規検査を受けた年月から13年を経過した軽自動車(四輪以上及び三輪)については、重課税率が適用されます。(ただし、「燃料の種類」が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車及びけん引自動車は除きます。)

※最初(新車)の新規検査(初度検査年月)は「自動車検査証」で確認できます。

・三輪及び四輪以上の軽自動車に係るグリーン化特例（軽課）

令和3年4月1日から令和5年3月31日までに新車新規登録をした一定の環境性能を有する三輪及び四輪以上の軽自動車について、その排出ガス性能と燃費性能の優れた軽自動車は取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課）が適用されます。

《対象車両及び軽課内容》

【軽四輪乗用（営業用）】

対象車	内容
電気自動車等・天然ガス軽自動車	概ね 75%軽減
R2年度燃費基準達成かつR12年度燃費基準 90%達成	概ね 50%軽減
R2年度燃費基準達成かつR12年度燃費基準 70%達成	概ね 25%軽減

※天然ガス軽自動車は平成21年排出ガス規制NOx 10%以上低減車両または平成30年排出ガス規制適合車両に限ります。

※ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減車両または平成30年排出ガス基準50%低減車両に限る。

《軽課を適用した場合の税率》

車種区分		平成27年4月1日以降に 新車新規登録された 車両税率	25%軽減	50%軽減	75%軽減	
三輪	乗用	3,900円	3,000円 (営業用のみ)	2,000円 (営業用のみ)	1,000円	
四輪 以上	乗用	営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
		自家用	10,800円	対象外	対象外	2,700円
	貨物	営業用	3,800円	対象外	対象外	1,000円
		自家用	5,000円	対象外	対象外	1,300円

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

【お問い合わせ】 総務部税務課 町県民税係 098-945-4729 (内線 2312)